

(削る。)

て必要な助言その他の援助をするように努めなければならない。

② 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県保育計画の作成の手法その他都道府県保育計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助をするように努めなければならない。

第五十六条の十一 国及び地方公共団体は、市町村保育計画又は都道府県保育計画の達成に資する事業を行う者に対し、当該事業の円滑な実施のために必要な援助をするように努めなければならない。

第五十八条 第三十五条第四項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる。

② 第三十四条の十五第二項の規定により開始した家庭的保育事業等が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、市町村長は、同項の認可を取り消すことができる。

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第六条の三第九項から第十一項まで若しくは第三十六條から第四十四條まで（第三十九條の二を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて

第三十五條第二項の届出若しくは認定（こども園法第十六條の届出をしていないもの又は第三十四條の十五第一項若しくは第三十五條第四項の認可若しくは認定）こども園法第十七條第一項の認可を受けていないもの（前條の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定）こども園法第二十二條第一項の規定により幼児保育學認定（こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならぬ。

②～⑦ (略)

第五十九條の二 第八條の三第九項から第十二項までに規定する業務又は第二十九條第一項

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第三十六條から第四十四條まで（第三十九條の二を除く。）に規定する業務又は第二十九條の二第一項に規定する保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を行う業務を目的とする施設であつて第二十五條第二項の届出若しくは総合（こども園法第十一條の届出をしていないもの又は第三十五條第四項の認可若しくは同法第十二條第一項の認可を受けていないもの）（前條の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたもの又は同法第十六條第一項の規定により総合）こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならぬ。

②～⑦ (略)

第五十九條の二 第三十九條第一項に規定する業務又は第三十九條の二第一項に規定する保

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第三十六條から第四十四條までの各條に規定する業務を目的とする施設であつて第二十五條第二項の届出をしていないもの又は同法第四項の認可を受けていないもの（前條の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならぬ。

第五十九條の二 第三十九條第一項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児

に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十四條の十五第一項若しくは第三十五條第四項の認可又は認定ことも園法第十七條第一項の認可を受けていないもの（第五十八條の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定ことも園法第二十二條第一項の規定により幼保連携型認可認定ことも園の認可を取り消されたもの）を含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（第五十八條の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定ことも園法第二十二條第一項の規定により幼保連携型認可認定ことも園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 事業を開始した年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

育を必要とする乳児・幼児に対する保育を行う業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十五條第四項の認可又は総合ことも園法第十二條第一項の認可を受けていないもの（第五十八條の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたもの又は同法第十六條第一項の規定により総合ことも園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（第五十八條の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設又は同法第十六條第一項の規定により総合ことも園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 事業を開始した年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

②、③ (略)

を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十五條第四項の認可を受けていないもの（第五十八條の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（同條の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 事業を開始した年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

②、③ (略)

②、③ (略)

第五十九条の七 (削除)

この法律における主務省令は、厚生労働省令とする。ただし、第二十一条の九各号に掲げる事業に該当する事業のうち厚生労働大臣以外の大臣が所管するものに関する事項については、厚生労働大臣及びその事業を所管する大臣の発する命令とする。

附則

第七十二条 第二十四条第三項の規定の適用については、当分の間、「市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の認定を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)(又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園」とあるのは、「市

第五十九条の七 第五十六条の十第二項における主務大臣は、厚生労働大臣とする。ただし、同項の援助のうち他の大臣が所管する子育て支援事業(第五十六条の九第一項の主務省令で定めるものに限る。)に係るものに関する事項については、厚生労働大臣及びその事業を所管する大臣とする。

② この法律における主務省令は、厚生労働省令とする。ただし、第二十一条の九各号に掲げる事業に該当する事業のうち厚生労働大臣以外の大臣が所管するものに関する事項については、厚生労働大臣及びその事業を所管する大臣の発する命令とする。

町村は、保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七條第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六條の第一項において同じ。）とするほか、必要な技術的詭替は、政令で定める。

② 第四十六條の二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「第二十四條第五項」とあるのは「保育所における保育を行うこととの権限及び第二十四條第五項」と、同項中「母子保護の実施のための委託」とあるのは「母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うこととの委託」とするほか、必要な技術的詭替は、政令で定める。

修正後の整備法	政府案
<p>(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第七條 この法律の施行の際現に前条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)第六條の三第三項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている国、都道府県及び市町村以外の者については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号)の施行の日から起算して三月以内」とする。</p> <p>(削る)</p>	<p>(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第八條 この法律の施行の際現に前条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)第六條の三第三項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている国、都道府県及び市町村以外の者については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号)の施行の日から起算して三月以内」とする。</p> <p>2 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六條の三第九項に規定する家庭的保育事業を行っている国、都道府県及び市町村以外の者については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号)の施行の日から起算して三月以内」とする。</p> <p>3 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六條の三第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業を行っている国及び都道府県以外の者については、新児童福祉法第二十四條の十五第一項の規定を適用する場合には、同項中「あらかじめ」</p>

2) この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業を行っている国及び都道府県以外の者について新児童福祉法第三十四条の十八第一項の規定を適用する場合には、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日から起算して三月以内」とする。

3) この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業を行っている国及び都道府県以外の者について社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日から起算して三月」とする。

(削る)

とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日から起算して三月以内」とする。

4) この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十二項に規定する病児保育事業を行っている国及び都道府県以外の者について新児童福祉法第三十四条の十八第一項の規定を適用する場合には、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日から起算して三月以内」とする。

5) この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十三項に規定する子育て援助活動支援事業を行っている国及び都道府県以外の者について社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日から起算して三月」とする。

第九条 この法律の施行の際現に存する第七条の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第三十五条第二項又は第三項の規定により設置された保育所（新児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育のみを行うことを目的とするものを除く。）に対するこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して十年を経過する日までの間の新児童福祉法第三十九条の規定の適用について

は、同条第一項中「保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のもの」とあるのは「保育を必要とする乳児・幼児」と、同条第二項中「児童であつて満三歳以上のもの」とあるのは「児童（乳児及び幼児を除く。）」とする。

2 この法律の施行の際現に存する旧児童福祉法第三十五条第四項の規定により設置された保育所（新児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育のみを行うことを目的とするものを除く。）に対する施行日から起算して三年を経過する日までの間の新児童福祉法第二十九条の規定の適用については、同条第一項中「保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のもの」とあるのは「保育を必要とする乳児・幼児」と、同条第二項中「児童であつて満三歳以上のもの」とあるのは「児童（乳児及び幼児を除く。）」とする。

(削る)

第十条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）附則第

七条第一項の規定により読み替えられた同法第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定が適用される場合における施行日から起算して二年を経過する日までの間の新児童福祉法第五十二条並びに第五十六条第十一項第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定中「子ども・子育て支援法」とあるのは、「子ども・子育て支援法附則第七条第一項の規定により読み替えられた同法」とする。

2 子ども・子育て支援法附則第七条第二項の規定により読み替えられた同法第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定が適用される場合における施行日から起算して三年を経過した日から施行日から起算して十年を経過する日までの間の新児童福祉法第五十二条並びに第五十六条第十一項第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定中「子ども・子育て支援法」とあるのは、「子ども・子育て支援

第八條 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）附則第九條第一項（第三号ロに係る部分を除く。）の規定が適用される施設・特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費に係る保護者に対する新児童福祉法第五十六條第十一項及び第十二項並びに第三十六條の規定による改正後の児童手当法第二十一條及び第二十二條の規定の適用については、当分の間、新児童福祉法第五十六條第十一項第一号中「同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項」とあるのは、「同法附則第九條第一項第一号の規定による施設型給付費の額及び同号イに規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の合計額から同法第二十七條第五項」と、「同号に掲げる額」とあるのは「当該合計額」と、「第二十八條第二項第一号の規定による特例施設型給付費の額及び同号」とあるのは「附則第九條第一項第一号イの規定による特例施設型給付費の額及び同号イ（一）」と、同項第二号中「同条第二項第二号」とあるのは「同法附則第九條第一項第二号ロ」と、「同号」とあるのは「同号ロ（一）」と、「同条第四項」とあるのは「同法第二十八條第四項」と、同条第十二項第二号中「第三十條第二項第二号」とあるのは「附則第九條第一項第二号イ」と、「同号」とあるのは「同号イ（一）」と、「同条第四項」とあるのは「同法第三十條第四項」とするほか、必要な技術的詁替えは、政令で定める。

第九條 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた第六條の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」とい

法附則第七條第二項の規定により読み替えられた同法」とする。

第十一條 子ども・子育て支援法附則第九條第一項（第三号ロに係る部分を除く。）の規定が適用されることも園給付費、特例ことも園給付費又は特例地域型保育給付費に係る保護者に対する新児童福祉法第五十六條第十一項及び第十二項並びに第四十條の規定による改正後の児童手当法第二十一條及び第二十二條の規定の適用については、当分の間、新児童福祉法第五十六條第十一項第一号中「同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項」とあるのは「同法附則第九條第一項第一号の規定によることも園給付費の額及び同号イに規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該指定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定教育・保育に要した費用の額）の合計額から同法第二十七條第五項」と、「同号に掲げる額」とあるのは「当該合計額」と、「第二十八條第二項第一号の規定による特例ことも園給付費の額及び同号」とあるのは「附則第九條第一項第二号イの規定による特例ことも園給付費の額及び同号イ（一）」と、同項第二号中「同条第二項第二号」とあるのは「同法附則第九條第一項第二号ロ」と、「同号」とあるのは「同号ロ（一）」と、「同条第四項」とあるのは「同法第二十八條第四項」と、同条第十二項第二号中「第三十條第二項第二号」とあるのは「附則第九條第一項第三号イ」と、「同号」とあるのは「同号イ（一）」と、「同条第四項」とあるのは「同法第三十條第四項」とするほか、必要な技術的詁替えは、政令で定める。

第十二條 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十四條第一項の規定による保育所における保育を行うことに要する費用についての市町村及

第五項) 第二十四条第一項の規定による保育所における保育を行うことに要する費用についての市町村及び都道府県の支弁並びに都道府県及び国庫の負担並びに当該費用についての本人又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた旧児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業及び同条第九項に規定する家庭的保育事業の実施に要する費用についての市町村の支弁については、なお従前の例による。

び都道府県の支弁並びに都道府県及び国庫の負担並びに当該費用についての本人又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた旧児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業及び同条第九項に規定する家庭的保育事業の実施に要する費用についての市町村の支弁については、なお従前の例による。

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〜三十（略）</p> <p>十四 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨間接結核その他の結核にかかつている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）並びに里親に要する経費</p> <p>十五〜二十（略）</p> <p>三十一 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）</p>	<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〜十三（略）</p> <p>十四 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨間接結核その他の結核にかかつている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所及び総合こども園を除く。）並びに里親に要する経費</p> <p>十五〜三十（略）</p> <p>三十一 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置するこども園に係るものを除く。）</p>	<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〜十三（略）</p> <p>十四 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨間接結核その他の結核にかかつている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所を除く。）並びに里親に要する経費</p> <p>十五〜三十（略）</p> <p>（新設）</p>

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>第三条 旅館業を經營しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区长。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を經營しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「<u>第一条学校</u>」という。）及び<u>就学前の子どもに関する教育</u></p>	<p>第三条 旅館業を經營しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区长。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を經營しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「<u>第一条学校</u>」という。）及び<u>総合子ども園法（平成二十四年</u></p>	<p>第三条 旅館業を經營しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区长。以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を經營しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、以下単に「<u>学校</u>」という。）</p>

保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(平成十八年法律第七十七号) 第二十条第七

項に規定する幼保連携型認定こども園(以

下この条において「幼保連携型認定こども

園」という。)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十

四号) 第七条第一項に規定する児童福祉施

設(幼保連携型認定こども園を除くもの

とし、以下単に「児童福祉施設」という。)

三 (略)

4 都道府県知事(保健所を設置する市又は特

別区にあつては、市長又は区長)は、前項各

号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メー

トルの区域内の施設につき第一項の許可を与

える場合には、あらかじめ、その施設の設置

によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設

環境が著しく害されるおそれがないかどうか

について、学校(第一条学校及び幼保連携型

認定こども園をいう。以下この項において同

じ。) については、当該学校が大学附置の国

立学校(国立大学学法人法(平成十五年法

律第百十二号) 第二条第一項に規定する国立

大学法人を含む。以下この項において同じ。)

が設置する学校をいう。) であるときは当

該大学の学長、高等専門学校であるときは当

該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の

法律第 号) 第二条第一項に規定する

総合こども園(以下この条において「総合

こども園」という。)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十

四号) 第七条第一項に規定する児童福祉施

設(総合こども園を除くものとし、以下単

に「児童福祉施設」という。)

三 (略)

4 都道府県知事(保健所を設置する市又は特

別区にあつては、市長又は区長)は、前項各

号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メー

トルの区域内の施設につき第一項の許可を与

える場合には、あらかじめ、その施設の設置

によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設

環境が著しく害されるおそれがないかどうか

について、学校(第一条学校及び総合こども

園をいう。以下この項において同じ。) につ

いては、当該学校が大学附置の国立学校(国

立大学学法人法(平成十五年法律第百十二

号) 第二条第一項に規定する国立大学法人を

含む。以下この項において同じ。) が設置す

る学校をいう。) であるときは当該大学の学

長、高等専門学校であるときは当該高等専門

学校の校長、高等専門学校以外の公立学校で

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十

四号) 第七条第一項に規定する児童福祉施

設(以下単に「児童福祉施設」という。)

三 (略)

4 都道府県知事は、前項各号に掲げる施設の

敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施

設につき第一項の許可を与える場合には、あ

らかじめ、その施設の設置によつて前項各号

に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害さ

れるおそれがないかどうかについて、学校に

ついては、当該学校が大学附置の国立学校(

学校教育法第一条第二項に規定する国立学校

をいう。) であるときは当該大学の学長、高

等専門学校であるときは当該高等専門学校の

校長、高等専門学校以外の公立学校であると

きは当該学校を設置する地方公共団体の教育

委員会、高等専門学校以外の私立学校である

ときは学校教育法に定めるその所管庁の意見

を、児童福祉施設については、児童福祉法第

四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第

<p>公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（<u>幼保連携型認定こども園</u>であるときは、<u>地方公共団体の長</u>）、<u>高等専門学校及び幼保連携型認定こども園</u>以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、<u>国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園</u>であるときは都道府県知事（<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十一条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第百五十二条の十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）</u>）においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、<u>児童福祉施設</u>については、<u>児童福祉法第四十六条</u>に規定する行政庁の意見を、<u>前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設</u>については、<u>当該条例で定める者の意見を求めなければならない。</u></p>	<p>あるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（<u>総合こども園</u>であるときは、<u>地方公共団体の長</u>）、<u>高等専門学校及び総合こども園</u>以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、<u>国及び地方公共団体以外の者が設置する総合こども園</u>であるときは都道府県知事（<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十一条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第百五十二条の十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）</u>）においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、<u>児童福祉施設</u>については、<u>児童福祉法第四十六条</u>に規定する行政庁の意見を、<u>前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設</u>については、<u>当該条例で定める者の意見を求めなければならない。</u></p>	<p>二号の規定により都道府県の条例で定める施設については、<u>当該条例で定める者の意見を求めなければならない。</u></p>
<p>5・6 (略)</p>	<p>5・6 (略)</p>	<p>5・6 (略)</p>

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「教育公務員」とは、<u>地方公務員のうち、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）であつて地方公共団体が設置するもの（以下「公立学校」という。）の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、教員及び</u> <u>部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的</u> <u>教育職員をいう。</u></p> <p>2 この法律において「教員」とは、<u>公立学校</u> <u>の教授、准教授、助教、副校長（副園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭（幼保連</u> <u>携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教</u> <u>諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教</u> <u>諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭</u> <u>、助保育教諭及び講師（常時勤務の者及び地</u> <u>方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「教育公務員」とは、<u>地方公務員のうち、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）をいう。以下同じ。）であつて地方公共団</u> <u>体が設置するもの（以下「公立学校」という。）、</u> <u>の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、</u> <u>教員及び部局長並びに教育委員会の教育長</u> <u>及び専門的</u> <u>教育職員をいう。</u></p> <p>2 この法律において「教員」とは、<u>公立学校</u> <u>の教授、准教授、助教、副校長（副園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭（総合こ</u> <u>ども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭</u> <u>、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保</u> <u>育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教</u> <u>諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法</u> <u>（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律で「教育公務員」とは、<u>地方</u> <u>公務員のうち、学校教育法（昭和二十二年法</u> <u>律第十六号）第一条に定める学校であつて</u> <u>同法第一条に定める公立学校（地方独立行政</u> <u>法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十</u> <u>八条第一項に規定する公立大学法人が設置す</u> <u>る大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）、</u> <u>の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、</u> <u>教員及び部局長並びに教育委員会の教育長</u> <u>及び専門的</u> <u>教育職員をいう。</u></p> <p>2 この法律で「教員」とは、<u>前項の学校の教</u> <u>授、准教授、助教、副校長（副園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、</u> <u>教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養</u> <u>教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員</u> <u>法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二</u> <u>十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職</u> <u>を占める者に限る。第二十三条第二項を除き</u> <u>、以下同じ。）をいう。</u></p>

号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三条第二項を除き、以下同じ。)をいう。

3(5) (略)

(採用及び昇任の方法)

第十一条 公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校(幼稚園型認定こども園を除く。)にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長、大学附置の学校以外の公立学校(幼稚園型認定こども園に限る。)にあつてはその校長及び教員の任命権者である地方公共団体の長が行う。

(条件附任用)

第十二条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師(以下「教諭等」という。)に係る地方公務員法第二十三条第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは、「一年」として同項の規定を適用する。

2 (略)

八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三条第二項を除き、以下同じ。)をいう。

3(5) (略)

(採用及び昇任の方法)

第十一条 公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校(総合こども園を除く。)にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長、大学附置の学校以外の公立学校(総合こども園に限る。)にあつてはその校長及び教員の任命権者である地方公共団体の長が行う。

(条件附任用)

第十二条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び総合こども園(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師(以下「教諭等」という。)に係る地方公務員法第二十三条第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは、「一年」として同項の規定を適用する。

2 (略)

3(5) (略)

(採用及び昇任の方法)

第十一条 公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。

(条件附任用)

第十二条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)に係る地方公務員法第二十三条第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは、「一年」として同項の規定を適用する。

2 (略)

(校長及び教員の給与)

第十三条 (略)

2 前項に規定する給与のうち地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

一 (略)

前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは幼稚部、幼稚園又は幼保連携型認定こども園に勤務する校長及び教員

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(政令で指定する者を除く。以下「初任者」という。)の採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者(次項において「初任者」という。)の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。以下「指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導

(校長及び教員の給与)

第十三条 (略)

2 前項に規定する給与のうち地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

(略)

前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは幼稚部、幼稚園又は総合こども園に勤務する校長及び教員

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(政令で指定する者を除く。以下「初任者」という。)の採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者(次項において「初任者」という。)の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。以下「指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導

(校長及び教員の給与)

第十三条 (略)

2 前項に規定する給与のうち地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

(略)

前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務する校長及び教員

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(政令で指定する者を除く。以下「初任者」という。)の採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者(次項において「初任者」という。)の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。以下「指導教諭、教諭又は講師のうちから、

保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 指導教員は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

(指導改善研修)

第二十五条の二 (略)

2・4 (略)

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則(幼保連携型認定こども園にあつては、地方公共団体の規則、次項において同じ。)で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人という。)である者の意見を聴かなければならない。

6・7 (略)

(大学院修学休業の許可及びその要件等)

第二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(以下「主幹教諭等」という。)で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位と

保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 指導教員は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

(指導改善研修)

第二十五条の二 (略)

2・4 (略)

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則(総合こども園にあつては、地方公共団体の規則、次項において同じ。)で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人という。)である者の意見を聴かなければならない。

6・7 (略)

(大学院修学休業の許可及びその要件等)

第二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(以下「主幹教諭等」という。)で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位と

指導教員を命じるものとする。

3 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

(指導改善研修)

第二十五条の二 (略)

2・4 (略)

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人という。)である者の意見を聴かなければならない。

6・7 (略)

(大学院修学休業の許可及びその要件等)

第二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師(以下「主幹教諭等」という。)で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学(短期大学を除く。

して定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

一 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師にあつては教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としてしていること。

二 四（略）

附則

（幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例）

第四条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼稚園型認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の

して定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

一 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師にあつては教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としてしていること。

二 四（略）

附則

（幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例）

第四条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び総合こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適

）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

一 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師にあつては教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としてしていること。

二 四（略）

附則

（幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例）

第四条 幼稚園及び特別支援学校の幼稚部（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この

規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下、指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならぬ。

2 市（指定都市を除く。）町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う前項後段の研修に協力しなければならぬ。

3 (略)

(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する十年経験者研修の特例)

第五条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する十年経験者研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県

用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する総合こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならぬ。

2 市（指定都市を除く。）町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う前項後段の研修に協力しなければならぬ。

3 (略)

(幼稚園及び総合こども園の教諭等に対する十年経験者研修の特例)

第五条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び総合こども園の教諭等に対する十年経験者研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員

場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園等の教諭等については、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会）は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならぬ。

2 市（指定都市を除く。）町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う前項後段の研修に協力しなければならぬ。

3 (略)

(幼稚園の教諭等に対する十年経験者研修の特例)

第五条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園の教諭等に対する十年経験者研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

の教育委員会が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る指導改善研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十五条の二及び第二十五条の三の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、その所管に属する小学校等の教諭等（その任命権が当該教育委員会及び長に属する者に限る。）のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等（政令で定める者を除く。）に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

会が、総合こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園及び総合こども園の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る指導改善研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十五条の二及び第二十五条の三の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、その所管に属する小学校等の教諭等（その任命権が当該教育委員会及び長に属する者に限る。）のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等（政令で定める者を除く。）に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

(指定都市以外の市町村の教育委員会に係る指導改善研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の教育委員会については、当分の間、第二十五条の二及び第二十五条の三の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会は、その所管に属する小学校等の教諭等（その任命権が当該教育委員会に属する者に限る。）のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等（政令で定める者を除く。）に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「教育職員」とは、<u>学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第三項において「第一号学校」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第一条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主任養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「所轄庁」とは、大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十一号）第二条第一項に規定す</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「教育職員」とは、<u>学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第三項において「第一号学校」という。）並びに総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）をいう。以下同じ。）の主幹教諭（総合こども園の主任養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「所轄庁」とは、大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十一号）第一条第一項に規定す</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律で「教育職員」とは、<u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律で「所轄庁」とは、大学附置の国立学校（学校教育法第二条第一項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）又は公立学校</p>

る国立大学法人を含む。以下この項において同じ。」が設置する学校をいう。以下同じ。

「又は公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（第一条学校に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（国及び地方公共団体以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長）をいう。

4・5 (略)

(免許)

第三条 (略)

2・4 (略)

5 幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、就学前

る国立大学法人を含む。以下この項において同じ。」が設置する学校をいう。以下同じ。

「又は公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（第一条学校に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（総合こども園に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（国及び地方公共団体以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の総合こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長）をいう。

4・5 (略)

(免許)

第二条 (略)

2・4 (略)

5 総合こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、総合こども園法の

の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、私立学校の教員にあつては都道府県知事をいう。

4・5 (略)

(免許)

第三条 (略)

2・4 (略)

5 (新設)

の了どもに関する教育、保育等の総合的な提
供の推進に関する法律の定めるところによる。

定めるところによる。

(種類)

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及
び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校(中等教育学校及び幼
保連携型認定こども園を除く。)の種類ごと
の教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養
教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一
種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免
許状にあつては、専修免許状及び一種免許状
)に区分する。

3 特別免許状は、学校(幼稚園、中等教育学
校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の
種類ごとの教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校(中等教育学校及び幼
保連携型認定こども園を除く。)の種類ごと
の助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状と
する。

5・6 (略)

(証明書の発行)

第七条 (略)

2 国立学校又は公立学校の教員にあつては所

(種類)

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及
び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校(中等教育学校及び総
合こども園を除く。)の種類ごとの教諭の免
許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許
状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及
び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあつ
ては、専修免許状及び一種免許状)に区分す
る。

3 特別免許状は、学校(幼稚園、中等教育学
校及び総合こども園を除く。)の種類ごとの
教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校(中等教育学校及び総
合こども園を除く。)の種類ごとの助教諭の
免許状及び養護助教諭の免許状とする。

5・6 (略)

(証明書の発行)

第七条 (略)

2 国立学校又は公立学校の教員にあつては所

(種類)

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及
び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校(中等教育学校を除く
。)の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の
免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ
専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高
等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状
及び一種免許状)に区分する。

3 特別免許状は、学校(幼稚園及び中等教育
学校を除く。)の種類ごとの教諭の免許状と
する。

4 臨時免許状は、学校(中等教育学校を除く
。)の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助
教諭の免許状とする。

5・6 (略)

(証明書の発行)

第七条 (略)

2 国立学校又は公立学校の教員にあつては所